令和２年１月２７日

昇任時における昇給制度の廃止について（提案）

１　提案理由

　　昇任時における昇給制度について、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、廃止することとする。

２　改正内容

　　職員が、職員の任用に関する規則第２条第４号に規定する昇任（主査級、課長補佐級又は課長級に昇任）若しくは、教頭に昇任又は校長に採用された場合に、当該昇任又は採用された日に２号給上位の号給へ昇給させる制度については、廃止する。

３　実施時期

令和３年４月１日

４　協議期限

　　　令和２年２月２１日